

子供・若者育成の施策体系（案）

* ○は重点目標

基本目標Ⅰ 全ての子供・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

- 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します ……P 2
- 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します ……P 3

基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援

- 3 ニート等に対する支援の充実を図ります ……P 7
- 4 ひきこもりの子供・若者への支援の充実を図ります ……P 7
- 5 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります ……P 8
- 6 障害のある子供・若者への支援の充実を図ります ……P 10
- 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります ……P 11
- 8 外国人等、特に配慮が必要な子供・若者への支援の充実を図ります ……P 12
- 9 貧困等、困難を有する子供・若者やその家族を総合的に支援します ……P 14

基本目標Ⅲ 子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

- 10 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します ……P 16
- 11 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します ……P 17
- 12 インターネットの適切な利用に関する取組を推進します ……P 18

基本目標Ⅳ 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- 13 子供・若者の成長を支える担い手を養成します ……P 21

基本目標Ⅴ やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援

- 14 ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを持ち、
未来を切り拓く子供・若者の育成を推進します ……P 23

基本目標Ⅰ 全ての子供・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

重点目標1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します

子供・若者が、生命や自然を大切に作る心を育み、規範意識やコミュニケーション能力を育成し、基本的な生活習慣や体力を身につけていくことができるよう、また、「確かな学力」が培われるよう、家庭・学校・地域の連携により、基礎的能力である「知・徳・体」を育成するための取組を推進します。

施策の方向1 確かな学力の向上

① 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、それらを活用して課題を解決するために必要となる思考力・判断力・表現力等の育成や、主体的に学ぶ態度を育成することにより、「確かな学力」の向上を図ります。

② きめ細かな指導の充実と子供に向き合える環境づくり

子供たちの「確かな学力」の向上させるため、習熟度別指導やティーム・ティーチングの導入、ICT（情報通信技術）の活用による小学校・中学校・高等学校などを通した「連続性のある学び」を推進します。また、25人を基本とする少人数学級編制などにより、児童生徒一人ひとりの実情を踏まえた指導の充実に努めます。

さらに、統合型校務支援システム導入による業務の効率化、外部人材の活用及び専門スタッフの配置による教員の多忙化改善の取組を推進し、子供に向き合える環境づくりを推進します。

③ 教育に係る経済的負担の軽減

子供・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの経済的支援の取組を推進します。

施策の方向2 豊かな心の育成

① 豊かな心を育む県民運動の推進

本県の未来を担う子供たちが、命や自然を大切にし、他人への思いやりをもち、たくましく成長できるよう、「しなやかな心の育成プロジェクト」を推進するとともに、道徳科を要とした道徳教育の充実に努めます。

② 規範意識、コミュニケーション能力の育成

道徳教育や集団宿泊体験活動の充実などを通して、規律ある生活態度を身につけるとともに、社会生活を営んでいくために必要な規範意識やコミュニケーション能力を育成するための取組を推進します。

施策の方向3 健やかな体の育成

① 体力・運動能力の向上と運動の習慣化

学校体育の授業や運動部活動、地域のスポーツ活動の充実などを通じて、子供の体力向上や、運動に親しむ習慣を育むとともに、運動に対する興味・関心を高める取組を推進します。

② 基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣を定着させるための取組を推進するとともに、その大切さを社会全体で再認識するための普及啓発を図ります。

また、幼児期からの「食育」を推進します。

③ 心と体の健康教育の推進

心身の健康や食に関する知識、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する知識、ゲーム障害やスマートフォン等への依存、発達段階に応じた性に関する知識など、専門家の協力も得ながら、心と体の健康教育を推進します。

重点目標2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

子供・若者が、変化の著しい現代社会に的確かつ迅速に対応していくことができるよう、また、自主性・社会性の育成や、勤労観・職業観の形成などを通して就労の促進につながるよう、家庭・学校・地域の連携により、社会的・職業的自立に必要な能力を育成するための取組（キャリア教育※1）を推進します。

※1 キャリア教育（文部科学省の認識）

社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね）発達を促す教育

cf. 職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育成するもの

施策の方向 1 社会の変化に対応できる能力の育成

① 読書活動の推進

言葉を学び、表現力を高めるとともに、感性を磨き、豊かな想像力を身につけられるよう、読書や新聞の閲読・活用を推進します。

② 情報教育の推進

情報活用能力（※2）の育成を目指し、ICT（情報通信技術）を利活用した情報活用の実践力、プログラミング教育（※3）を通じた情報の科学的な理解、情報モラル教育（※4）による情報社会に参画する態度の育成を推進します。

また、インターネットやスマートフォン等の適切な利用について、低年齢層の子供を持つ保護者向けの啓発の強化や家庭でのルールづくりを徹底するなど、インターネット上の有害情報から子供・若者を守るための取組を推進します。

※2 情報活用能力

コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの（学習指導要領解説の要約）

※3 プログラミング教育

子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。（プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）

※4 情報モラル教育

情報モラル（情報化社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度）の重要性を認識し、児童生徒の実態や発達段階に応じて、児童生徒に情報モラルを身につけさせるための働きかけをし、望ましい姿に変容させるために学校・保護者が行う教育。

③ 国際理解教育の推進

自国や郷土の文化や伝統に愛着と誇りをもち、世界の文化や伝統、多様な生活習慣について関心と理解を深める学習機会の充実を図るとともに、小・中・高等学校及び特別支援学校間において連携をすることで、コミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育を推進します。

④ SDGsに基づく教育、環境教育、防災教育の推進

小・中・高等学校において、持続可能な開発目標（SDGs）に基づく教育や取組を推進し、グローバルな視点を持ち、地域社会さらには世界の持続可能な発展に向けて貢献しようとする態

度を育成します。

また、人と自然との共生や生命を尊重する意識、森林保全、低炭素・循環型社会の形成に向けた取組など、環境に関する理解と関心を深める環境教育を推進します。

さらに、災害についての正しい知識と、災害発生時などに自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を身につける防災教育を推進します。

⑤ 創造力や探究心を育む教育の推進

創造力や探究心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成するための教育を推進します。

施策の方向2 社会参加の推進

① 社会参加機会の充実

選挙年齢、成年年齢の引き下げに対応し、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）（※5）を推進します。

また、様々な機会を捉え政策形成過程における子供・若者の意見表明機会の確保に努めます。

※5 シティズンシップ教育

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度などを身につけるため、小・中学校の社会科や高等学校の公民科を中心に行う民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務などについての教育。

② 多様な活動機会の充実

集団遊びの場の確保やスポーツ・レクリエーション、自然体験、集団宿泊体験、芸術・伝統文化体験、農林漁業体験、地域づくり活動など、地域における多様な体験活動に参加・参画する機会の充実に努めます。

また、同世代や乳幼児・高齢者などの異世代との交流を通して、自分自身を見つめ成長する機会の充実に努めるとともに、社会貢献活動に関する理解や関心を深める機会の充実に努め、自主的な参加を促進します。

施策の方向3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実

① 勤労観・職業観の形成

家庭、学校、地域、企業、行政等が連携し、職場見学や職業体験活動、インターンシップなど、職業と触れ合う機会の充実に努めるとともに、子供たちが、将来、社会人や職業人として自立していくことができるよう、多様な働き方、生き方を選択するための知識や考え方を学習する機会を提供することなどにより、望ましい勤労観・職業観の形成を推進します。

また、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリアを見通したり振り返ったりしながら、自己の変容や成長を自己評価できる取組を行い、自己実現を促進します。

② 職業能力開発の充実

必要な職業知識・技能を身につけることができるよう、公共職業訓練施設等における職業能力開発の充実を図るとともに、産業界等との連携による人財育成の取組を推進します。

③ 就労支援・就労相談の充実

学校における就労相談の充実を図るとともに、若年者就職支援センター（ジョブカフェやまなし）（※6）、ヤングハローワーク（甲府新卒応援ハローワーク）（※7）、地域若者サポートステーション（サポステ）（※8）の連携により、若年者に対する就労支援の強化を図ります。

また、県内企業等との連携により、合同就職説明会等を開催し、若年求職者とのマッチングの機会を充実させ、新規学卒者をはじめとする若者の県内企業への就職を推進します。若年層の創業・起業や新規就農に向けた支援、山梨県福祉人材センター（※9）における福祉分野の職業への就労斡旋など、様々な分野で就業に向けた取組を推進します。

さらに、UIターンの窓口として、やまなし暮らし支援センター（※10）等を拠点とし、都会に在住の移住希望者の相談に一元的に対応するためのワンストップ窓口として、県内への移住、就職の取組を推進します。

※6 若年者就職支援センター（ジョブカフェやまなし）

概ね15歳から39歳までの若者が就職相談やセミナーなど就職支援サービスを無料で受けられる施設。子供の就職に悩む保護者の相談にも対応している。甲府市と富士吉田市の2カ所に開設。

※7 ヤングハローワーク（甲府新卒応援ハローワーク）

安定して働きたい学生等に対し、就職活動の促進や職場への定着を目的とし、職業指導や職業紹介などの個別指導を無料でやっている。

※8 地域若者サポートステーション（サポステ）

無業の状態にある若者の就労と自立をサポートする施設。面談・カウンセリング・若者キャリア開発プログラムなどを提供し、若者の職業的自立に向けた支援を包括的、継続的に実施。中央市と富士吉田市の2カ所に開設。

注) 一部雇用関係事業については、45歳未満の者も対象としています。

※9 山梨県福祉人材センター

社会福祉事業従事者の確保を目的として、職業安定法に基づく無料職業紹介事業を行うほか、社会福祉事業従事者等に対する研修、人材確保相談事業、社会福祉事業に関する啓発活動などを実施する機関。山梨県では、山梨県社会福祉協議会に設置されている。

※10 やまなし暮らし支援センター

都会に在住の移住希望者の相談に一元的に対応するため、専門の相談員を配置し、求人情報と住宅等の生活情報を同時に提供するワンストップ相談窓口。有楽町ふるさと暮らし情報センター内。

基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援

重点目標3 ニート等に対する支援の充実を図ります

ニートやフリーターの若者の個々の状況に応じた就労支援体制の強化を図るとともに、若年者の早期離職防止や、非正規労働者の正規雇用化に向けた取組を推進します。

施策の方向1 ニート等に対する就労支援の強化

① 就労支援体制の強化

若年者就職支援センター（ジョブカフェやまなし）、ヤングハローワーク（甲府新卒応援ハローワーク）、地域若者サポートステーション（サポステ）等の連携により、ニートやフリーターの若者に対する就労支援体制の強化を図ります。

② 就労意識の醸成支援

職業講話や職業体験の実施、就職セミナーの開催、働くことに不安を抱えた若者に対するカウンセリングなどにより、若者が自信を持って働けるよう、就労意識の醸成を図ります。

施策の方向2 若者の職場適応と定着化

① 若者の職場適応と定着化に向けた取組の推進

若年者の職場適応と定着化を推進する県内事業所等の取組を支援するとともに、若年者等の就労意識形成のためのセミナーの開催や、雇用のミスマッチ解消のためのインターンシップ先の開拓などの取組を推進します。

② 非正規労働者の正規雇用化に向けた取組の推進

企業等における若年者の正規雇用化へのフォローアップや、正社員への登用制度導入に向けた取組を推進するとともに、若年者及びその保護者に対する正規雇用化に向けた意識啓発を推進します。

重点目標4 ひきこもりの子供・若者への支援の充実を図ります

様々な要因により人との接触を避け、就学・就業をせずに家の中にひきこもって暮らす子供・若

者及びその家族に対して、関係機関等の連携により、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、県民理解の促進と相談・支援の充実を図るための取組を推進します。

施策の方向1 ひきこもりの子供・若者への支援の充実

① 相談・支援体制の充実

県立精神保健福祉センター内「山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり相談窓口」(※12)などにおいて、ひきこもりに対する専門的な相談を実施するほか、保健所、児童相談所、適応指導教室(※13)、市町村等の関係機関や民間支援団体との連携により、ひきこもりに関する正しい知識の情報提供や相談・支援の充実に努めます

また、周囲の偏見をなくし、当事者や家庭を孤立させないようにするため、ひきこもりに関する基本的な知識を習得し、支援者として活動することを同意した「ひきこもりサポーター」の養成を推進していきます。

※12 山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり相談窓口

ひきこもり状態にある本人や家族等からの電話相談に応じ、内容により医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行っている。ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談だけでなく、身近な支援機関である市町村支援者等への助言や技術的支援を行っている。

※13 適応指導教室(こすもす教室)

不登校児童生徒などに対する指導を行うために、教育委員会が教育センター等学校以外の場所で学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、カウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導を組織的、計画的に行う施設。

② 就労支援の充実

ひきこもりの状態にある若者の自立に向けて、関係機関等の連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援の展開を図るほか、当事者のニーズを踏まえた職業訓練機会の充実を図ります。

重点目標5 いじめ・不登校、高校中途退学者への対応の充実を図ります

いじめ、不登校、暴力行為を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応を行うための取組を、家庭・学校・地域が一体となって推進します。

また、志半ばでの高校中途退学に至ることのないよう、指導や支援の充実を図るとともに、中途退学者に対する支援を推進します。

施策の方向1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援の充実

① いじめの根絶に向けた取組の推進

「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けるなどすることで、未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

また、いじめアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、迅速に対応し、早期解決に向け、学校全体で取り組めます。

② 指導・相談支援の充実

県総合教育センターなどの教育相談窓口における相談支援の充実を図るとともに、教職員の教育相談能力の向上を図ります。

また、児童生徒の心理相談に対応する専門知識を有する「スクールカウンセラー」や児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家である「スクールソーシャルワーカー」などと連携し、問題状況に応じた取組を推進します。

③ 家庭や地域社会及び関係機関と連携した取組の推進

保護者や民生委員・児童委員、学校支援ボランティア等との連携を強化し、子供たちの問題行動の早期発見・早期対応に努めるとともに、立ち直り支援に向けた取組を推進します。

また、県民一人ひとりがそれぞれの立場で、いじめ、不登校、暴力行為などの子供たちの問題行動に関心をもち、これらの防止に向けて県民一体となって取り組むよう意識啓発を推進します。

施策の方向 2 高校中途退学の防止対策と中途退学者への支援の推進

① 高校中途退学の未然防止対策の推進

県立高等学校整備基本構想に基づき、少子化、グローバル化、ICTなどこれからの社会環境の変化に対応した魅力ある高校づくりを推進するとともに、中高関係者等の連携の中で公立高等学校入学者選抜制の検証を行い、一人ひとりの希望に沿った高校進学が実現できるように努めます。

また、長く休みがちな生徒に対する個別の指導や支援の充実を図るなど、中途退学を未然に防ぐための取組を推進します。

② 中途退学者への支援の推進

学校及び各分野の相談窓口等において、高校を中途退学した生徒に対し、個々の状況に応じて必要な情報提供や支援を行うなどの取組を推進します。

重点目標6 障害等のある子供・若者への支援の充実を図ります

障害のある子供・若者の自立に向けて、関係機関等との連携により、発達段階に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、県民理解の促進と地域における支援の充実を図るための取組を推進します。

施策の方向1 障害のある子供・若者への支援の充実

① 発達段階に応じた支援の推進

障害のある子供・若者の健全な発達を支援する観点から、障害の特性に配慮した適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供や福祉サービスの充実に努めることなどにより、発達段階に応じた自立までの継続かつ一貫した支援を推進します。

② 学校における指導・支援の充実

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けて、関係機関との連携を強化するとともに、キャリア教育の充実を図ります。また、様々な障害特性に対応できるよう教職員の専門性の向上を図るなど、一人ひとりの障害の特性に配慮した指導及び支援の充実を図ります。

③ 就労支援の充実

障害のある若者の職業的自立に向けて、関係機関等との連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開するほか、障害の態様やニーズに応じた職業訓練機会の充実を図ります。

また、障害者雇用促進法に基づき、産業界や労働関係機関との連携により、障害のある若者に対する就業体験の機会を提供するなど、職業教育の充実を図るとともに、障害者雇用の促進に向けた企業等への意識啓発などの取組を推進します。

施策の方向2 発達障害のある子供・若者への支援の充実

① 発達段階に応じた支援の推進

「山梨県こころの発達総合支援センター」（※11）を核として、市町村、保健所、児童相談所などの関係機関相互の連携により、支援対象児の早期発見・早期療育に努めるとともに、発達段階に応じた適切な支援を推進します。

※11 山梨県こころの発達総合支援センター（令和2年2月より 子どものこころサポートプラザ）

子どもの心の健康や発達障害に関わる問題に適切に対応するため、児童思春期に特有な心の病を持つ子どもや心的外傷を抱えてしまう被虐待児、早期に発見されにくく適切な支援を受けられないため不適応状態に陥りやすい発達障害児者に対して、診断・治療等のクリニック機能や相談・支援体制の充実を図るとともに、発達障害児者の療育について地域の関係機関と連携した地域支援システムを構築している。

心の問題に対する認知度、ニーズの増加に対応するため、センター移転を機に体制をさらに充実していく。

② 学校における指導・支援の充実

県内の特別支援教育の指針となる「やまなし特別支援教育推進プラン」に基づき、費用や人手が負担になりすぎない範囲で設備を整えるなどする「合理的配慮」の徹底や高校での通級指導の充実などに取り組みます。また、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒について、個別支援計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われるよう、取組を推進します。

③ 県民理解の促進と地域における支援の充実

発達障害に対する正しい理解の促進に向けて、県民に対する普及啓発や情報提供などの取組を推進します。

また、当事者同士の自助グループ等、地域の取組を推進し、社会参加に向けた支援や家族の福祉の向上を図ります。

重点目標7 非行・被害防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

関係機関の連携により、子供・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見に向け、関係機関等による連携を強化し、少年指導委員等のボランティアをはじめとした地域の人々との協働による見守り活動や規範意識を高める取組、居場所づくりなどの取組を推進します。

また、依然として薬物乱用が拡大しかねない状況が続いていることに対応し、大麻等の違法薬物の危険性を伝える取組の強化を推進します。

施策の方向1 非行・犯罪防止対策の充実

① 早期発見・早期対応に向けた取組の推進

子供・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関等による連携を強化し、少年指導員等のボランティアをはじめとした地域の人々との協働による見守り活動や規範意識を高める取組、居場所づくりなどの取組を推進します。

② 薬物乱用防止に関する取組の推進

関係機関等が連携して薬物乱用防止対策を推進するとともに、薬物依存者及びその家族への支援の充実や再乱用防止に向けた取組を推進します。

③ 相談窓口における支援の充実

子供・若者及びその家族が抱える非行や犯罪被害に関連した個々の問題に対して、適切な助言や支援を行うため、山梨県警察少年サポートセンター（※14）等における相談窓口の充実を図るほか、警察や学校、児童相談所等の関係機関の連携による総合的な支援を推進します。

※14 山梨県警察少年サポートセンター

少年問題を専門的に扱う少年補導員らのスタッフが、少年たちを非行や犯罪被害から守るために、少年相談、広報啓発、街頭補導、継続補導、被害少年支援等を行っている。（山梨県警察本部少年・女性安全対策課内）

施策の方向2 立ち直り相談・支援体制の充実

① 立ち直り相談・支援の充実

問題を抱えた少年や家族の個々の状況に応じて、立ち直りに関する相談・支援を行うため山梨県少年サポートネット推進事業（※15）の充実を図るとともに、警察や学校、少年鑑別所、児童相談所、保護観察所等の関係機関が連携し、家庭支援、学習支援、就労支援、各種体験活動等の相談・支援を推進します。

※15 山梨県少年サポートネット推進事業

非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、教育委員会と警察本部が主体となり、関係機関と連携したネットワークを構築し、少年一人ひとりに適した支援プログラムの実施等により、少年非行の減少、非行の連鎖の防止等を図っている。

② 地域における取組の充実

地域における社会参加活動、居場所づくり、就学・就労に向けた支援など、立ち直りを支援する取組の充実を図るとともに、再非行・再犯防止に向けた取組を一体的に推進します。

重点目標8 外国人等、特に配慮が必要な子供・若者への支援の充実を図ります

子供・若者の育成支援に関わる関係機関相互の連携・協力体制を強化するとともに、関係機関等における支援対応能力の向上を図ることなどにより、貧困や外国人の未就学の問題など困難を有する子供・若者やその家族に対する総合的な支援を推進します。

施策の方向1 外国人の子供・若者、帰国児童生徒の支援の充実

① 生活情報の提供及び学校教育における支援の推進

外国人の子供の中には、学齢期にありながら就学していない子供や日本語が十分に理解できず授業に支障をきたしている子供がいます。

このため、外国人の子供に対する就学支援の充実を図るなど、不就学の解消に向けた取り組みを進めるとともに、公立学校における外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導の充実を図り、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進していきます。

また、外国人の子供の教育に関する選択肢を広げるために、外国人学校の教育環境の改善等に向けて取り組んでいきます。

② トラブル・育児の悩みなどの相談対応の充実

外国人が安心して働き、暮らせる環境づくりに力を入れるため、多言語で外国人の生活全般の相談に応じる「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を開設し、医療や教育など生活サービスの向上に取り組んでいきます。

また、外国人の若者がその能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、職業能力の向上に向けた取り組みを推進していきます。県内の労働関係窓口の紹介、適正な職業紹介の機会や労働条件などについて相談を受ける機会を提供し、適正かつ安定した就業の促進を図っていきます。

③ 日本語学習支援の推進

外国人の子供・若者や保護者に対する日本語学習支援のため、国際交流協会等において外国人を対象とした日本語教室を開設したり、日本語能力検定のための講座を開設したりすることで、外国人の日本語学習支援を推進します。また、ボランティアによる学生の活用などにより、多言語情報の充実を図っていきます。

施策の方向2 子供・若者の自殺対策の推進

① 普及啓発活動の推進

心の健康や自殺の問題について関心を持ち、正しい知識を身につけるための普及啓発活動や児童生徒への教育を推進します。自殺に追い込まれるのは誰にも起こりうる危機であり、その場合には誰かに援助を求めること等の対応方法の普及、予防教育を実施していきます。

② 心の健康づくりの推進

学校や職場、地域における心の健康づくりを推進します。教職員を対象とする研修の実施やスクールカウンセラーの配置・派遣を促進するなど、学校のメンタルヘルスを充実させるとともに、職場や地域においてもメンタルヘルス講座の実施やワーク・ライフバランスの推進等、心の

健康づくりに対する意識の啓発を図ります

③ 相談支援の充実

自殺未遂経験のある方や心に悩みを抱えている方、その家族からの相談に応じる「心の健康相談統一ダイヤル」において、相談支援に応じるとともに、悩みや困難を抱えている人に、身近な人が気づき、地域で支援するため、地域の関係機関の連携を強化していきます。

施策の方向3 性的マイノリティに対する理解の促進

① 普及啓発活動の推進

性の多様性について県民の正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めるとともに、児童生徒に対するいじめを防止するため、性的マイノリティに関する教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知していきます。

② 相談支援の充実

性同一障害に悩んでいる人、家族など身近な人のことで相談を希望する人に対しては、法務局人権相談所等で相談を受け付け、専門機関を紹介するなど、必要な支援に努めます。

重点目標9 貧困等、困難を有する子供・若者やその家族を総合的に支援します

子供・若者の育成支援に関わる関係機関相互の連携・協力体制を強化するとともに、関係機関等における支援対応能力の向上を図ることなどにより、貧困など困難を有する子供・若者やその家族に対する総合的な支援を推進します。

施策の方向1 貧困問題を抱える子供・若者支援

① 子供の貧困対策の総合的な推進

子供たちの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう環境の整備、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する「やまなし子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの支援を柱とした施策に取り組みます。

また、支援を効果的に進めるため、公的支援制度についての周知、地域において支援体制づくりを担う人材の育成等も推進していきます。

② 経済的負担の軽減

低所得者世帯の子供たちが、就学するために必要な費用の貸し付けや、就学のために必要な費用の一部の支給、就学が困難な者に対して、奨学金の貸与を行います。

③ 市町村や民間団体との連携

貧困の連鎖を防止するため、市町村や民間団体と連携して、状況把握に努めるとともに、地域の様々な人の参画を得ながら、子供たちが安全に安心して放課後や週末を過ごすことができる居場所をもうけることで、保護者が昼間家庭にいない子供等の居場所づくりや健全育成に取り組みます。

施策の方向2 ひとり親家庭に対する支援や施策の充実

① 働きやすい環境の整備

ひとり親家庭であることが子供の健全育成にとって阻害要因にならないよう、ひとり親家庭に対し必要とされるときに、必要な支援を行い、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、就労等ができる環境整備を進めます。

また、経済的基盤の弱い母子家庭の母を対象とした、職業訓練を実施することにより、就労のための能力開発を進めます。

② 市町村及び関係機関等との連携・協力体制の強化

ひとり親家庭における問題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、子育てや生活支援、就労のための能力開発を図ります。

施策の方向3 子育て家庭に対する支援や施策の充実

① 関係機関等における支援対応能力の向上

支援を必要とする子供・若者やその家庭からの相談に適切に対応していくため、関係機関等における支援対応能力の向上を図るとともに、子供・若者の抱える困難の状況に応じて適切な相談窓口や専門機関を案内・紹介するための総合相談窓口機能の充実を図ります。

② 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子供の健全育成を図るため、妊娠・出産期における出産に要する経費の助成、就学前における乳幼児医療費助成や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

基本目標Ⅲ 子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

重点目標10 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

家庭教育を地域全体で支援する取組や、家庭や地域との連携による開かれた学校づくりを推進するとともに、放課後の居場所づくりや体験活動の推進など、地域が主体的に行う支援の充実を図ることにより、家庭・学校・地域の相互連携による社会全体の教育力向上を推進します。

施策の方向1 家庭の教育力向上のための支援の推進

① 家庭教育の意識啓発及び指導

家庭教育相談窓口における相談体制の充実を図るとともに、家庭教育に関する学習機会や情報の提供の充実に努めます。

② 地域における支援の充実

地域団体が行う家庭教育支援の取組の活性化を図るとともに、家庭教育支援に携わる地域の人材育成やネットワークづくりを推進します。

施策の方向2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進

① 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進

学校評議員制度等の活用により、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得て学校運営を進め、家庭や地域に開かれた学校づくりを推進します。

② 学校を支援する人財の育成

地域住民による学校支援ボランティア活動の充実と一層の活性化を図るための取組を推進します。

施策の方向3 地域の教育力向上のための取組の推進

① 放課後の居場所づくりの推進

「新・放課後子ども総合プラン」(※16)に基づく取組をはじめ、子供たちのための放課後の居場所づくりについて、関係機関、地域団体やボランティア等と連携して推進します。

※16 新・放課後子ども総合プラン

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所を整備していくため、また、次代を担う人材を育成するため、総合的な放課後対策を講じる必要があることから、文部科学省と厚生労働省が連携して検討を進め、平成31年4月より実施されている。「放課後児童クラブ」(厚生労働省所管事業)と「放課後子供教室」(文部科学省所管事業)の整備目標とともに、両者の一体的な運用を推進すること等が示されている。

② 地域活動・体験活動の推進

子供たちの地域活動や体験活動について、地域団体やボランティア等と連携して推進します。

子供・若者自身による同世代又は年齢が近い世代のボランティア等による活動やネットワーク形成などの取組を推進するとともに、善意ある行為を顕彰するなどの取組を推進します。

③ 安全・安心に配慮した地域づくりの推進

地域住民・防犯ボランティアとの協働による防犯パトロールならびに通学路などの安全点検や「声かけ・あいさつ活動」への取組など、子供たちの安全・安心に配慮した地域づくりを推進します。

④ 地域の教育力向上に向けた人材の育成

複雑・多様化する子供・若者問題に地域で適切に対応し、明るい地域社会をつくるため、人材の育成を図るとともに、地域の青少年育成団体、子育て支援団体などの民間組織のネットワークづくりを推進します。

重点目標 1 1 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

青少年健全育成条例に基づく社会環境浄化対策や非行・犯罪防止対策の充実、児童虐待をはじめとした各種被害の未然防止や早期対応を図る取組など、子供・若者を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組を、関係機関や民間団体との連携により推進します。

施策の方向 1 社会環境浄化対策の推進

① 社会環境浄化対策の推進

山梨県青少年保護育成条例に基づき、有害図書類、有害がん具類等に関する規制、わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するなど、関係機関・団体の協力を得ながら、適切な社会環境浄化対策に取り組みます。

また、関係機関と連携し、子供・若者の薬物乱用及び未成年者の喫煙・飲酒を防止するための

取組を推進します。

施策の方向 2 子供・若者の被害防止、保護活動の推進

① 非行・被害防止に向けた意識の啓発

子供・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関等による連携を強化し、少年指導委員等のボランティアをはじめとした地域の人々との協働による見守り活動や規範意識を高める取組、居場所づくりなどの取組を推進します。

また、内閣府主唱の「青少年の非行被害防止全国強調月間」（7月）に呼応し、子供・若者の非行被害防止について、県民の理解を深め、行政はもとより関係機関・団体・地域住民等が相互に連携・協力し、青少年の規範意識の醸成など各種の取組を集中的に実施します。

② 薬物乱用防止に関する取組の推進

関係機関等が連携して薬物乱用防止対策を推進するとともに、薬物依存者及びその家族への支援の充実や再乱用防止に向けた取組を推進します。

重点目標 1 2 インターネットの適切な利用に関する取組を推進します

子供・若者が情報モラルを身につけ、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、インターネット等の利用をめぐる問題に対する取組を、関係機関や民間団体との連携により推進します。

施策の方向 1 インターネットをめぐる適正利用の推進

① インターネット安全利用対策の推進

子供・若者及びその保護者に対して、インターネットの適切な利用やフィルタリング（※17）の利用普及に関する意識啓発を推進するとともに、関係機関・業界等による自主規制を含めた取組を推進します。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（※18）の利用に起因する子供・若者の加害及び被害を防止するための取組を推進します。

※17 フィルタリング

インターネット上のウェブサイトなどを一定の基準に基づき選別し、子供・若者に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。平成30年2月の「青少年のインターネット環境整備法」の改正により、携帯電話回線提供事業者のフィルタリング有効措置が義務化された。

※18 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりするサービスで、Webサイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

② 各学校、園における指導・啓発の推進

各学校において情報教育年間指導計画を作成し、児童・生徒の実態に応じた指導体制を構築するとともに、知識として理解するだけでなく、実践的な能力や態度が身につくよう、小・中・高等学校の各段階において、教育活動の様々な場面で指導が行われるよう、体系的な取組を推進します。

また、保育園、幼稚園、認定こども園等においても、職員や保護者に対し、インターネット使用に関する各家庭での指導方法やフィルタリングの普及についての研修会を実施するとともに、低年齢層に向けた啓発を行います。

施策の方向2 インターネット依存への対応

① インターネット依存の未然防止

情報機器の使用による健康とのかかわりを理解し、情報機器の使用時間や頻度を自己管理するための取組を進め、いわゆるインターネット依存等の未然防止を図ります。

② 相談支援の充実

世界保健機構（WHO）が新たな依存症と認定した「ゲーム障害」（※19）等、インターネットの利用に起因するインターネット依存に悩んでいる人、家族など身近な人のことで相談を希望する人に対し、精神保健福祉センターで相談を受け付け、専門機関を紹介するなど、必要な支援に努めます。

※19 ゲーム障害

スマホゲームなどのやり過ぎで生活に支障を来す依存症。ゲームする時間や頻度を自分でコントロールできない、ゲームをすることが他の関心事や日常生活より優先される、日常生活に支障が出ていてもゲームをやり続ける、こうした症状が12ヵ月以上続くと「ゲーム障害」と診断される。

施策の方向3 SNS等の利用に起因する被害の防止

① 被害防止に向けての啓発

県教育委員会と県警察本部が連携し、小・中・高校生やその保護者に対し、インターネットにまつわるトラブル事例の紹介やスマートフォン等の安全で上手な使い方や習慣づくりに関する講演会等を実施し、被害防止に向けての啓発を図ります。

② インターネット関連の契約トラブルに対する未然防止

子供・若者が、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高め、インターネット関連の契約トラブル等に巻き込まれないよう消費者教育を推進します。

③ 指導・相談支援の充実

SNS等の利用に起因する被害へ早期に対応するため、県総合教育センターなどの教育相談窓口における相談支援の充実を図るとともに、教職員の教育相談能力の向上を図ります。

また、児童生徒の心理相談に対応する専門知識を有する「スクールカウンセラー」などと連携し、問題状況に応じた取組を推進します。

基本目標Ⅳ 子供・若者の成長を地域で支える担い手の養成

重点目標 1 3 子供・若者の成長を地域で支える担い手を養成します

子供・若者の育成支援に関わる地域の人材を育成するとともに、県民一人ひとりが子供・若者の育成支援に参加することができる環境づくりを推進します。

施策の方向 1 地域の人材育成と活動支援の充実

① 青少年育成団体関係者の人材育成

青少年育成団体、青少年健全育成カウンセラー、民生委員・児童委員、体験活動及び家庭教育支援者、学校支援に関わるコーディネーター、少年警察ボランティア等の子供・若者の育成支援に関わる人材の育成に向けた取組を推進します。

また、これからの社会の中核を担う若者リーダーを育成するための取組を推進します。

② 活動支援の充実

子供・若者育成に関わる者のネットワークづくりを推進するなど、地域活動の活性化に向けた取組を推進します。

③ 県民の意識啓発

子供・若者の育成支援に関する県民一人ひとりのより一層の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった青少年育成県民運動を展開します。特に、内閣府主唱の「全国子供・若者育成支援強調月間」（11月）には、県民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着を図ります。

また、家族や地域の大切さなどについての理解を促進するとともに、大人自身の規範意識の向上を図る意識啓発などの取組を推進します。

④ 地域の教育力向上に向けた人材の育成

複雑・多様化する子供・若者問題に地域で適切に対応し、明るい地域社会をつくるため、人材の育成を図るとともに、地域の青少年育成団体、子育て支援団体などの民間組織のネットワークづくりを推進します。

施策の方向 2 専門性の高い人材の養成・確保

① 教員の養成・確保

大学等との連携を強め、教員養成や採用選考の改善・充実を図るとともに、教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援する体制の充実を推進します。

また、教職経験に応じて必要となる資質能力の向上を目的とした研修や教職員一人ひとりの適性や能力に応じて専門性を高める研修の充実を図ります。

② 保育士等の養成・確保

幼児期の教育・保育の実施主体である市町村が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。

また、幼稚園教諭、保育士等に対する研修等の実施により、資質の向上を図ります。

③ 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職の養成

法務少年支援センター（※20）を通じて、地域での非行や犯罪の防止と子供・若者の健全育成に取り組む地域援助を推進します。同センターにおいて、教育や福祉に携わる関係者を対象とした研修会を開くとともに、非行の原因や立ち直りに必要な支援などについて講演会を開催します。

※20 法務少年支援センター

2015年6月施行の少年鑑別法で、少年鑑別所の業務の新たな柱の一つとして、地域での非行や犯罪の防止と子供・若者の健全育成に取り組む「地域援助業務」が位置づけられた。地域援助業務を進めるため、全国に52カ所のセンターが設置されており、甲府少年鑑別所は「法務少年支援センター甲府」を2015年に設置している。

基本目標Ⅴ やまなしの未来を切り拓く子供・若者の応援

重点目標 1 4 ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを持ち、未来を切り拓く子供・若者の育成を推進します

ふるさと山梨のよさや人とのつながりのよさを実感することを積み重ねる中で、やまなしに愛着と誇りを持ち、他者と協働しながら、持続可能な地域社会づくりの主体となって未来を切り拓いていく子供・若者の育成を推進します。

施策の方向 1 やまなしのよさを実感する教育の推進

① 地域の特性を生かした学校教育の推進

地域の特性を生かした学校教育（※2 1）を推進し、ふるさと山梨のよさや人とのつながりのよさを実感するとともに、郷土の自然や産業、伝統、文化等に愛着と誇りを持ち、地域社会における様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに参画する態度を育成します。

※2 1 地域の特性を生かした学校教育

郷土学習教材「ふるさと山梨」、学習教材「富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム」等、地域の自然や産業、伝統、文化等を題材にした授業を行うとともに、身近な地域に出かけ、様々な体験活動や地域の人とのふれあいを通じて、郷土に対する理解と愛着を育む教育。また、各地域における自然や環境、産業、人材等、その土地独自の特性を教育活動に取り入れたもの。

② 自然体験活動の推進

やまなしの豊かな自然を活用し、自然に対する子供・若者の理解と認識を深め、自然とふれあい、楽しめる環境づくりや自然体験活動を推進します。特に、保育所・幼稚園・認定こども園などにおける自然保育の導入を支援し、足腰の強い保育を目指します。

また、地域資源を生かした自然体験活動を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）に関する学習や環境学習を推進します。

施策の方向 2 ふるさとに誇りを持ち、地域で活躍する若者の支援

① 地域交流体験の推進

大人と子供・若者が地域や学校で交流する事業を実施し、相互理解を深めるとともに、子供・

若者の自立を促します。子供たちが体験活動を通じて社会性や協調性を育むことができるよう、子供・若者自らが企画・運営し、相互の交流を深めるとともに、地域における青少年活動の活性化を図ります。

また、子供たちが、放課後や休日における勉強やスポーツ、文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動を行う居場所づくりを推進します。

② やまなしのものづくりを担う多様な人材の育成

親子ものづくり体験や地域と協働した商品開発等を通じて、ものづくりへの興味関心を持つ子供たちの裾野の拡大を図ります。

また、若手研究者の研究意欲を喚起し、本県の産業振興や地域活性化を担う優れた研究者の持続的な育成を図るため、研究に対する経費を助成します。

施策の方向3 グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成

① 英語をはじめとした外国語教育の推進

小・中・高等学校を通じて、情報や考えなどを外国語で的確に理解したり、適切に表現したりすることができる資質・能力や、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、グローバル社会で活躍する人材の育成を推進します。

② 異文化体験活動の推進

多文化共生・異文化理解を推進するため各種講座を開催し、国際性豊かな子供・若者の育成を推進します。

また、留学生や在住外国人が参加、交流できる事業を実施し、風習や文化の違いについて相互の理解を深めるための機会を提供します。

③ イノベーションを牽引する人材の育成

高校生が大学や企業等の最新研究や高度な技術に触れる機会を通して、学習意欲の向上を図り、生徒の資質・能力の伸長に努め、本県の基幹産業を牽引する人材の育成に努めます。

④ 起業家教育の充実

新しい価値の創出に挑む起業家精神を持つ人材の育成に向け、地域や企業、外部機関と連携・協働した起業家教育の充実を図ります。